



## 「医療費のお知らせ」の見かた

受診年月	受診者名	医療機関等名称	区分	日数等	医療費の額	窓口負担相当額

- このお知らせには医療機関等からの請求書（診療報酬明細書等）に基づく医療費の総額を記載してあります。医療機関等からの請求が遅れている場合は、同じ月に受診してもこの表に含まれていない場合があります。
- 栃木県以外の医療機関等において受診した場合は、医療機関等名称欄に県外と表示される場合があります。
- 区分が食事である場合、日数等は、食事回数となります。
- 医療費の額には、入院時室料差額や歯科保険外診療等、保険外費用は含まれていません。
- 医療費の額は、医療機関等の窓口で支払った一部負担金と国民健康保険から医療機関等へ支払った額の合計です。
- 窓口負担相当額は、医療機関等の窓口での支払額が1円単位で表示されていますが、実際に医療機関等の窓口で支払った額は、10円未満を四捨五入した額となります。なお、国などからの助成により窓口での支払がなかった場合は、空欄となっています。また、審査により査定があった場合、実際に医療機関等の窓口で支払った額と異なる額が表示されることがあります。
- 区分が食事、65歳以上で療養病床に入院している場合、医療費の額と窓口負担相当額は、居住費も含まれます。
- \*印のある医療費の額は、医療機関等から審査支払機関へ請求された医療費について、定率負担額が審査により一万円以上減額となったものです。
- 合計はこの医療費のお知らせ内に限る年計になります。過去に通知しました医療費のお知らせから累積された年計ではありません。
- このお知らせを確定申告における医療費の明細書として活用できます。なお、このお知らせに反映できない月の医療費につきましては、ご自身で領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付いただくこととなります。
- このお知らせについてのお問い合わせは、直接医療機関にせずに、表記発信人までお願いします。

## マイナンバーカードが保険証として利用できます！

### マイナンバーカードをまだ取得していない人は早めに取得しましょう！

マイナンバーカード（個人番号カード）が、医療機関にかかるときに保険証として利用できるようになりました。

#### ○保険証としてずっと使える！

引越しなどの際に保険証の切り替えを待つことなく使用できます。  
※国保の加入・脱退には従来どおり手続きが必要です。



#### ○健康管理が簡単に！

マイナポータルで自分の特定健診の情報や薬剤情報を確認できます。

#### ○医療費が高額になったとき、限度額以上の支払いがなくなる！

限度額適用認定証がなくても、支払いが高額療養費制度の限度額までとなります。  
※保険税に滞納がある場合などは通常の支払いとなります。

#### ○医療費控除も便利になる！

マイナポータルで自分の医療費情報を確認できます。  
所得税の確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することができます。

#### 【使用時の注意事項】

#### 保険証として利用できるのは、専用機器のある病院・診療所、薬局です！

保険証としての利用には事前登録が必要となります。  
詳細についてはマイナポータルホームページをご確認いただくか、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）へお問い合わせください。



▲マイナポータルHP